

奈良県告示第五百三十三号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十条の二の規定により、指定医療機関から次のとおり医療機関を廃止した旨の届出があった。

平成三十年三月二十七日

奈良県知事 荒井正吾

医療機関の名称	医療機関の所在地	廃止年月日
たかはしフアミリークリニック	天理市西井戸堂町四三九―五	平成二十九年十一月三十日
天川村歯科診療所	吉野郡天川村大字南日裏二〇〇	平成二十九年十一月三十日
にしやまと糖尿病内科クリニック	北葛城郡上牧町大字上牧二二七四―二	平成二十九年十二月十三日
奥村胃腸科	高市郡高取町大字観覚寺一四八一番地	平成二十九年十二月十三日
ますだクリニック北野	吉野郡大淀町大字北野一二三―一〇	平成二十九年十二月三十一日
アイ薬局大和郡山店	大和郡山市朝日町一番五号	平成二十九年十二月三十一日
アイ薬局香芝店	香芝市五位堂一丁目二九八―一	平成二十九年十二月三十一日
アイ薬局田原本店	磯城郡田原本町一三九―一	平成二十九年十二月三十一日

	アイ薬局五位堂店		あすか歯科医院		檀原デンタルクリニック		オリオンドラッグ薬局		熊本医院
	香芝市五位堂一〇〇七番地		檀原市見瀬町五九七―六 岡寺 複合ビル一階		檀原市石川町二八〇番地		檀原市見瀬町二三五八―四		宇陀市榛原萩原七九八
月三十一日	平成二十九年十二 月三十一日		平成二十九年十二 月三十一日		平成二十九年十二 月三十一日		平成二十九年十二 月三十一日		平成二十九年十二 月三十一日